

1. 申込書の記入方法

説明を要すると思われる項目に限って、申込書の記載の順番にしたがって説明します。

なお、ここでは、施設に入所しようとしている方を「本人」と呼んで説明します。

(1) 申込日：提出(直接ご持参)する日の日付を記載してください。

(2) 受付日：空欄のまま提出してください。

(3) 電話番号：自宅及び携帯電話の電話番号を記載してください。

昼間は、職場や携帯番号の方がよい場合は、その電話番号も記載してください。

例えば、昼間は携帯、夜間は自宅というようにそれぞれの都合がある時は、時間帯もお書きください。

(4) 保険者、被保険者番号、要介護度、介護認定期間：介護保険被保険者証を見て書き写してください。

(5) 日常生活の状況：「1 食事」から「5 移動」までの5項目について、「自立・一部介助・介助」のうちの該当する項目に○をしてください。

なお、「5 移動」については、移動の際に補助具を使用している場合は()内に具体的な補助具の名称

(例：車椅子・杖)を記載してください。

(6) 現在利用している在宅サービス：時季によって利用するサービスは、その旨説明書きをお願いします。

(7) 認知症等による不適応行動

「不適応行動」については、被害的な考え方、作話、幻覚・幻聴、感情不安定、昼夜逆転、暴言・暴行、同じ話・不快音、大声を出す、介護への抵抗、徘徊、1人で戻れない、火の不始末、不潔行為等の介護上の負担となる事柄と理解してください。頻度の目安については、該当する項目が3項目以上ある場合で、次に該当する項目に○をしてください。

「1 非常に多い」 →それらがほぼ毎日のようにある場合

「2 やや多い」 →それらが週1~2回程度以上ある場合

「3 少しあり」 →それらが月1~2回程度以上ある場合

(8) 医療的措置の状況

【既往歴】：現在の要介護状態の原因となった病気等について、その病名と発症時期を記載してください。

例：脳梗塞で右半身麻痺(平成12年10月)

【現在治療中の病気等】：入所後の生活において配慮する必要のある病気等を記載してください。

例：高血圧、糖尿病、人工透析、じょくそう、酸素療法、経管栄養、中心静脈栄養、留置カテーテル、人工肛門

(9) 介護者の状況

それぞれの項目について、次の判断基準を参考にして該当するものに○をつけてください。

①「介護期間(介護開始時期)」：主たる介護者、従たる介護者が誰であるかにかかわらず、本人に対する介護が

開始された時期及びその時点から現在(申込日)までの期間を記入してください。

②「主たる介護者が障害や疾病の状態にある」

主たる介護者自身が障害や疾病等で、本人の介護に対する困難の程度を記入。

- ・ 入浴・排泄・食事の全般にわたって殆ど対応できない。 →介護困難
- ・ 入浴・排泄・食事のうちの幾つかにおいて対応できない。 →多少介護可能
- ・ 入浴・排泄・食事の介護全般にわたって概ね介護ができる。 →介護可能
- ・ 介護者の支障になるような障害や疾病はない。 →なし

③「主たる介護者が育児又は家族が病気の状況にある」

主たる介護者が育児又は本人以外の家族の看護等に、どの程度手をかけなければならいかで判断。

- ・ 育児、看病等にどれくらいの時間を必要とするかによって、「常時…」「半日…」「時々…」のいずれかに○をつけてください。
- ・ 育児又は家族の看病等をしなければならない状況にはない。 →なし

④「主たる介護者が複数名の介護をしている」

主たる介護者が複数名を介護しているため、本人の介護に対する困難の程度を記入。

本人の介護にどれくらいの時間をかけることができるかによって判断してください。

- ・ 本人の介護には半日未満の時間しかかけられない。 →介護困難
- ・ 半日程度介護することが可能。 →多少介護可能
- ・ 概ね常時介護することが可能。 →介護可能
- ・ 複数名の介護をしなければならない状態にはない。 →なし

⑤「主たる介護者の就労状況」

- ・ 主たる介護者が高齢のために就労できる状況にない場合は、「8時間以上又は高齢で就労不能」に○をつけてください。
- ・ 主たる介護者が就労しているときは、1日当たりの平均勤務時間(通勤時間を含む)によって、該当するものに○をつけてください。(介護等のため就労できない人は、「なし」に○をつけてください。)

⑥「従たる同居介護者の介護の可能性」

従たる介護者としての役割を期待されている方がどの程度対応できているか。

- ・ 同居している従たる介護者がいない。 → いない
- ・ 同居している従たる介護者がいる場合のうちほとんど対応できない。 → 介護困難
- ・ 半分程度対応できている。 → 少少介護可能
- ・ 概ね対応できている。 → 介護可能

⑦「別居している身内による介護の可能性」

別居している親族やその配偶者等が、主たる介護者・従たる介護者以外の方による介護をどの程度期待できるか。

- ・ そのような親族等はない。 → 身内はない
- ・ ほとんど期待できない。 → 介護困難
- ・ 必要な介護の半分程度は期待できる。 → 少少介護可能
- ・ 必要な介護は概ね期待できる。 → 介護可能

(10)「居宅において日常生活を行なうことが困難であることについてのやむを得ない事由」

「1」～「5」で該当するものに○をつけてください。「5 その他」を選択された方は()内に詳細を記入してください。

(11) 説明確認

説明を受けた日を記載するとともに、氏名欄は、申込者(家族の代筆可)が自筆で署名してください。
なお、「説明を受けた」ことについては、文書を読んでこの申込書を記載した場合、文書説明をもって「説明」と理解してください。

2. 添付書類

(1) 介護認定調査票の写し

- ・ この書類の取扱については、市町村ごとに異なりますので、本人のお住まいの市町村の介護保険担当課にご相談ください。交付していただけない場合は、欄外に「介護認定調査票無し」と記載してください。※春日部市の場合は、申込書兼代理人選任届をいただければ、施設が代わって受領することになります。

(2) 介護保険被保険者証の写し

- ・ 被保険者の住所・氏名・要介護状態区分、認定の有効期間等の項目が記載されている面をコピーしてください。

(3) サービス利用票の写し

- ・ 在宅サービス(ホームヘルプサービス、デイケア、デイサービス等)を利用している方は必ず添付してください。現在は入院・入所中である方についても、それ以前に利用していた方は添付してください。
- ・ 添付していただくのは直近3か月分です。(長期入院等の方で、ご用意が出来ない場合はお申し出ください)
- ・ 不明な点は施設又は担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)にお問い合わせください。

(4) 主治医意見書